Close Up

最近の特許行政および AI関連技術に関する審査の取組み

－2024年度　特許庁との懇談会報告－

－前 編－

(一社)日本溶接協会　特許委員会

1　はじめに

特許委員会では，日本溶接協会会員企業が知的財産戦略を構築するための側面支援のひとつとして，特許庁の多大なるご協力をいただきながら毎年懇談会を行っている。今年度は，2024年11月６日に溶接会館およびオンラインにて，特許庁から４人，INPIT（工業所有権情報・研修館）から１人，会員企業から51人が参加して懇談会を開催した。

第１部では，特許庁から**表１**に示すテーマ３件（最近の特許行政，AI関連技術に関する審査に関する取組について，J-PlatPatだけじゃないINPIT）について講演をいただいた。第２部では，特許庁と会員企業による情報共有・意見交換を行う機会として，意見交換会の場を設けた。以下，「講演会及び意見交換会での質疑応答の内容について抜粋して報告する。

表１　2024年度懇談会のテーマと特許庁参加者

テーマ		特許庁参加者（敬称略）
1	最近の特許行政について	【講演】 特許庁審査第二部　生産機械　加工機械室長　齋藤　健児
2	AI関連技術に関する審査に関する取組について～AI事例集及び調査研究報告書の内容紹介～	【講演】 特許庁審査第一部　調整課審査基準室長 星野　昌幸
3	J-PlatPatだけじゃないINPIT	【講演】 独立行政法人工業所有権情報・研修館参事（理事長補佐）　落合　弘之
4	意見交換会	【参加者】 特許庁審判部第13部門長 本庄　亮太郎 特許庁審査第二部加工機械室長 齋藤　健児 特許庁審査第一部　調整課審査基準室長 星野　昌幸 特許庁審査第二部　生産機械　加工機械上席審査官 松田　長親 独立行政法人工業所有権情報・研修館参事（理事長補佐） 落合　弘之

2　最近の特許行政

最近の特許行政について，「JPOの取組」及び「最近の特許法・特許制度等改正の概要」の順に解説いただいた。以下に講演内容を報告する。

2.1　JPOの取組

2.1.1　ユーザーの皆様と特許庁との意見交換の目的

まず，「ユーザーの皆様と特許庁との意見交換の目的」において，特許庁は，「MVV（Mission Vision Value）」を作成した。この「MVV」は，「産業財産権を通じて，未来を拓く「知」が育まれ，新たな価値が生み出される知財エコシステムを協創することで，イノベーションを促進する」ことをビジョンとし，バリューズにも「ユーザーの立場で考える」・「前例にこだわらず，改善を続ける」と掲げているように，特許庁はユーザーの皆様と共に，真に必要とされる知財施策や審査実務を創り上げていくことを目指している。上述のような意識のもと，本意見交換は以下を目的としている。

(1) ユーザーの皆様の事業戦略・知財戦略に基づき，特許庁の各施策を一層ご活用頂くために，特許庁の最近の施策や実施状況についてご説明すること。

(2) 知財環境の変化を把握し，適時に施策や取組に反映していくために，ユーザーの皆様の最近の事業戦略・知財戦略を伺うこと。

(3) 今後の施策の検討や審査実務の改善に繋げるために，最近の施策や審査実務の状況について忌憚のないご意見を伺うこと。

2.1.2　ユーザーと審査官との特許権の共創

次に「ユーザーと審査官との特許権の共創」について説明する。

特許庁は，特許審査におけるユーザーの皆様と審査官との共通の目的である「強く・広く・役に立つ特許権」を「共創」するという観点で，相互の信頼・協力関係を更に深めて，特許審査全体の効率及び品質の向上とともに，新たな価値が提供できる制度・運用の確立を目指す。

なお，「相互の信頼・協力関係を更に深めて」とは，審査官と出願人が，相互の期待に応えようとすること，すなわち互いに知見・知識等を積極的に出し合うことで，審査プロセスの効率化やよりよい特許権の設定につながるとともに，更なる信頼関係を醸成するという好循環を期待している。共創施策の例を以下に紹介する（**図１**）。

(1) 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用については後述する。

(2) 業界団体と審査室の対話（令和５年度の実績）に関し，情報提供制度について，業界に属する企業に対して事前に個社ヒアリングを行った上で，意見交換を実施し，審査における情報提供の活用状況や望ましい情報提供等について意識合わせを行った。

(3) 共創等の視点に基づく新規性・進歩性に関する分かりやすい起案形式の検討について，ユーザー団体と意見交換を行い，汎用文例案を検討している。

2.1.3　特許審査の状況

特許審査の迅速性については，2014年に10年目標としてFA10, STP14の実現を掲げ，2023年度に達成した。なお，FA10は，一次審査通知までの期間10月以内，STP14は，権利化までの期間14月以内をいう。

また，2024年度以降の目標は，特許審査のレジリエンス向上による迅速性（STP14）の維持である。

2.1.4　特許審査の質についてのユーザー評価調査

審査の質については，ユーザーの声を把握し，品質管理施策に反映させるため，特許審査の質についてのユーザー評価調査を2012年度から毎年実施し，特許庁ホームページにて公表している（**図３**参照）。

2023年度は，全体評価では上位評価が60％程度，普通評価も合わせると95％以上である。一方，課題がないわけではなく，個別の評価項目のうち相対的に評価が低い「外国特許文献の調査」，「非特許文献等の調査」，

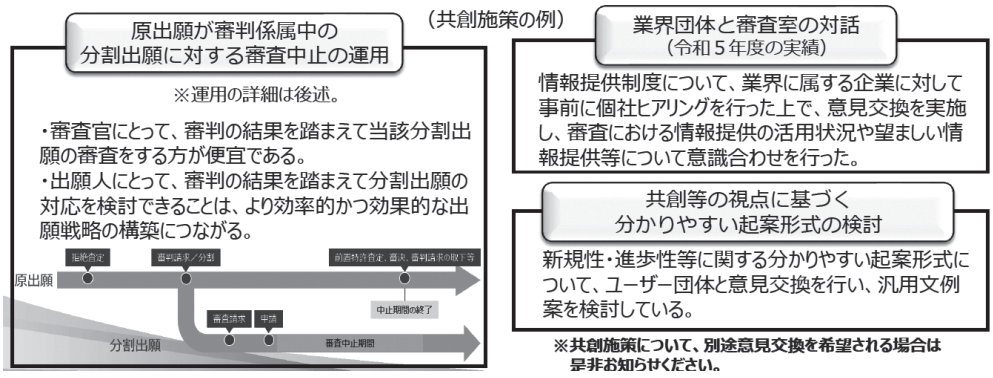

図１　共創施策の例

一次審査期間と権利化までの期間

※ 2023年度実績：FA 9.4か月、STP 13.8か月

2022年	一次審査通知までの期間（FA期間）	権利化までの期間（STP期間）
日本	**10.1か月**	**14.9か月**
米国	18.5か月	25.2か月
欧州	4.9か月	24.3か月
中国	13.0か月	16.5か月
韓国	14.3か月	18.4か月

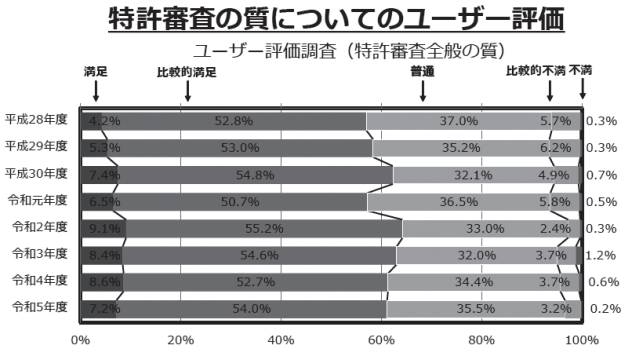

※欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
※米国はutility, patent and reissue pendency
（資料）米国：USPTO annual reportsのFY2022 Workload Tables
欧州、中国、韓国：IP5 Statistic Report 2022

図２　一次審査期間と権利化までの期間及び特許審査の質についてのユーザー評価

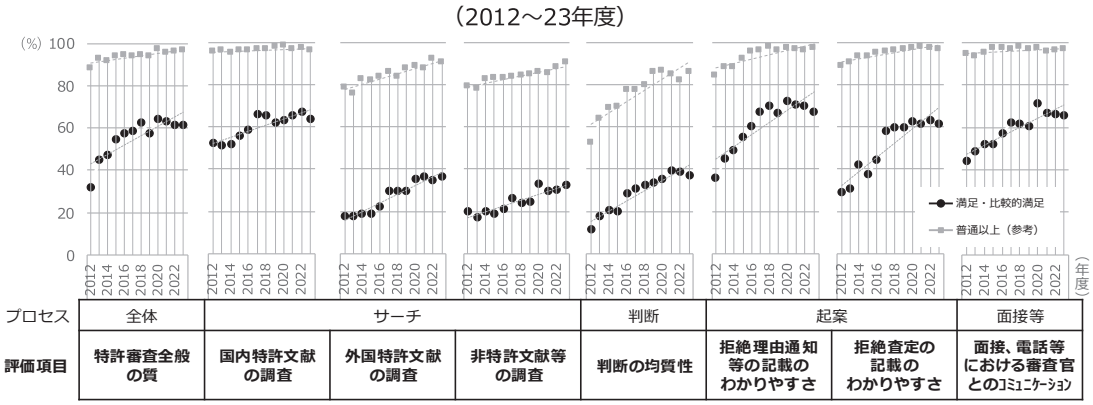

図３　国内出願における特許審査の全体評価及び主な個別の評価項目についての評価の推移

「判断の均質性」や，ユーザーの関心が高い「面接，電話等における審査官とのコミュニケーション」を中心に，ユーザー満足度向上を目指して各種取組を引き続き推進している。

2.1.5　AI審査支援チーム

これまでAI技術の活用が進まなかった分野もあるが，今後出てくるであろう分野も含めて，AI関連発明の審査をサポートできる体制を整備している。具体的には，AI審査チームを立ち上げて，各審査部からAI担当官が任命され，その人たちをハブにして各審査部の知見を集約し，相互に意見交換しながら全体に情報共有を進めている。そして，AI関連技術は複数の審査部門にまたがる融合技術のため，各審査部門が担当する技術分野を超えて連携することが必要である。このため，管理職員等とAI担当官から構成される「AI審査支援チーム」を2021年１月20日に発足し，各審査部門が担当する技術分野を超えて連携し，最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び特許審査施策の検討等を実施している。

また，AI担当官は，AI関連発明に関する審査の“ハブ”として，各審査部の知見を集約し相互に活用しつつ相談対応や，審査官向けの研修等を実施している。

また，2023年10月に体制強化を実施（AI担当官を13人から39人に増員）し，2024年４月にAI担当官に研修・助言を行うAIアドバイザー（外部有識者）を設置した。

2.1.6　審査官とのコミュニケーション

本会のような場のみならず，個別の案件でも審査官とコミュニケーションをとる場を設けている。

(1) 面接

・審査官と直接対話して意思疎通を円滑化する。
・審査請求（特）／出願（意・商）から審査手続き終了までいつでも無料で要請可能である。
・出願人は，電子メールにより補正案等を送付することが可能である。
・１件の案件からご希望日程に柔軟に対応する。
・面接要請があった場合，審査官は原則全件面接を受諾する。なお，面接の他，出願人は電話等による応対の依頼が可能である。

(2) オンライン面接

出願人所有のPC等から，インターネット回線でオンライン面接審査への参加が可能である。Microsoft Teamsを使ってのオンライン面接も可能である。

(3) 出張面接

特許庁は，対面での審査も重視し，出張面接も行っている。希望に応じて出願人が使用する場所での面接も可能であり，工場見学も実施している。また，INPIT-

図４　AI審査支援チーム

実績(2023年)	特許	意匠	商標
面接件数	2,095	118	42
（うちオンライン）	1,073	29	12
（うち出張）	125	5	-
電話等応対件数	19,812	2,015	5,098

図５　面接件数

KANSAIに面接室を設置している。2023年は**図５**のような実績であった。

2.1.7　事業戦略対応まとめ審査

特許庁では，事業戦略対応まとめ審査というものも行っており，

・事業に関連する複数の出願について分野横断的にまとめて審査を受けることが可能である。申請は，２件の出願から可能である。

・出願人の望むタイミングでの権利化を支援する。

・特許に加え，意匠・商標の出願もまとめて申請可能である。

特許のみならず，意匠や商標もタイムリーに権利化が可能であり，10年以上経つ取組である。また，各分野の審査官が審査の均質性を担保しながら，協議を行う場合もある。2023年の実績は，申請が23件，特許出願が248件であった。この取組について要件の緩和を検討中である。

2.1.8　特許庁の知財専門家を世界に配置

特許庁から派遣している職員の一部を**図７**に掲載する。何か困ったことがあれば直接相談も可能である。

2.1.9　グリーン・トランスフォーメーション技術区分表

グリーン・トランスフォーメーションについては，コーポレートガバナンスコードが2021年６月に改訂さ

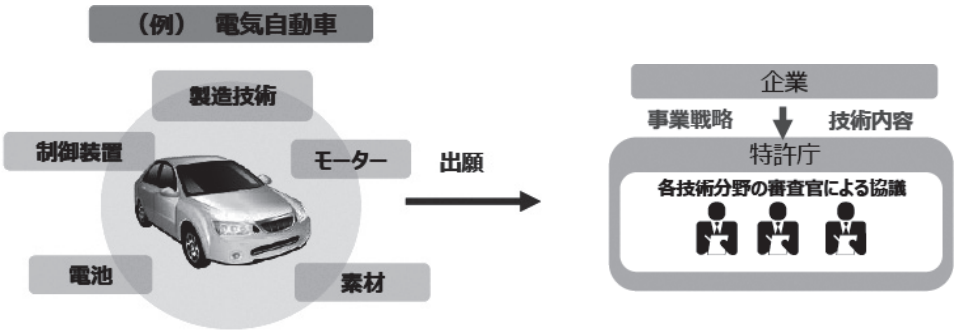

図６　事業戦略対応まとめ審査

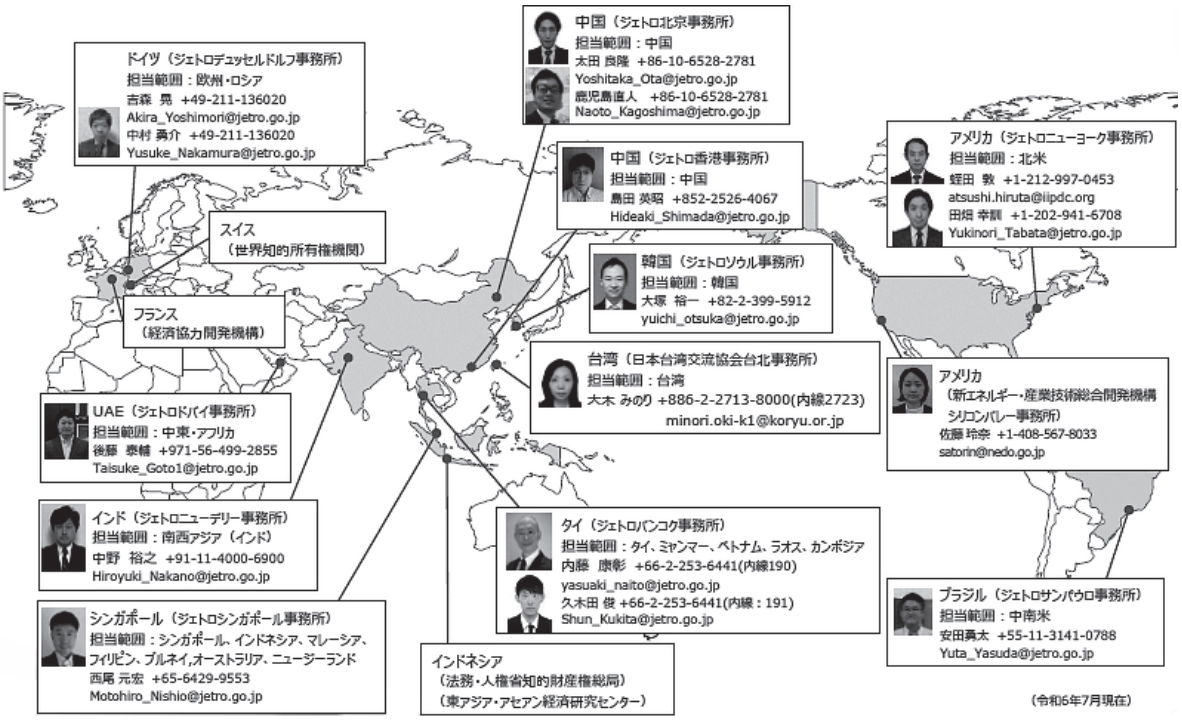

図７　特許庁の知財専門家世界配置図

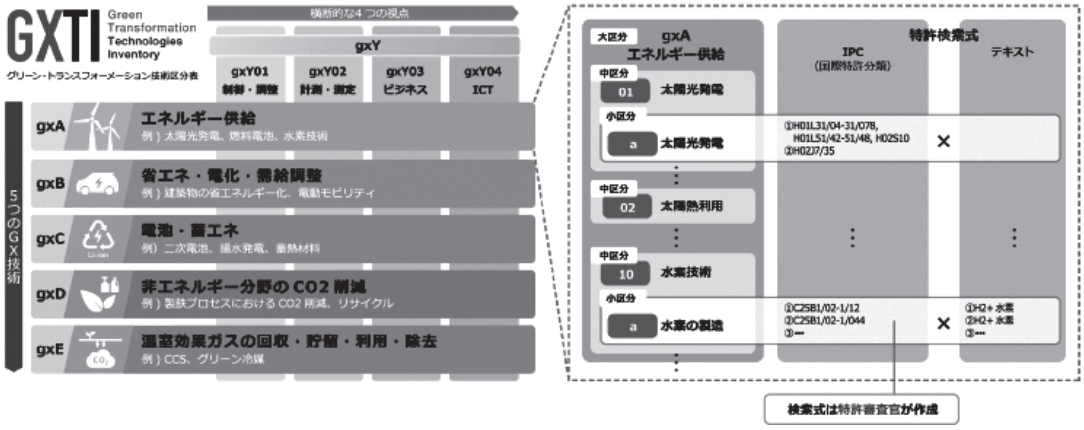

図８　グリーン・トランスフォーメーション技術区分表

れて企業は気候変動に関するリスクや収益機会が，自社の活動に与える影響についての開示が求められていることを背景としている。**図８**のように，区分を設けて企業が特許情報を分析しやすくする取り組みを行っている。

2.1.10　知財経営への招待～知財・無形資産の投資・活用ガイドブック～

企業によっては，知財は重要だと言われているがどうやってそれを経営に活かしていいか分からないという場合もあろうかと考えられるところ，それをストーリー仕立てで解説するガイドブックを設けたので，参照いただきたい。

2.1.11　オープンイノベーション促進のためのマナーブック

次に，オープンイノベーションに関して，こちらは主に企業とスタートアップや大学との連携が重要になってきていることから，連携についてどういう観点の検討をしてほしいかということを説明したマナーブックを作成したので参考にしていただきたい。

2.1.12　企業の事業フェーズにおける支援施策俯瞰図

次に，特許庁はアイデアが出てきた段階から，それぞれのフェーズでさまざまな取組を行っている。例えば，中小企業には，審査段階において減免を受けられるか，どういうコミュニケーションがあるか，知財を活用して資金協力を受けることができないか，海外展開していくためにはどうすればよいか等の支援を行っている。

2.1.13　INPIT知財総合支援窓口におけるサービス

次に，INPITでは中小企業に対し，さまざまな知財に関する支援を行っている。特に，スタートアップに関する部分は，国全体の政策として支援していく流れがあり，特許庁においても取り組みを充実させつつある。

2.1.14　スタートアップ支援

スタートアップ支援では，一般的な早期審査に加えて，面接活用早期審査，スーパー早期審査という取組もある。スーパー早期審査は，普通の早期審査よりも早く結果を出す。また，スタートアップ向けに料金減額もあり，色んな情報の提供も行っている。

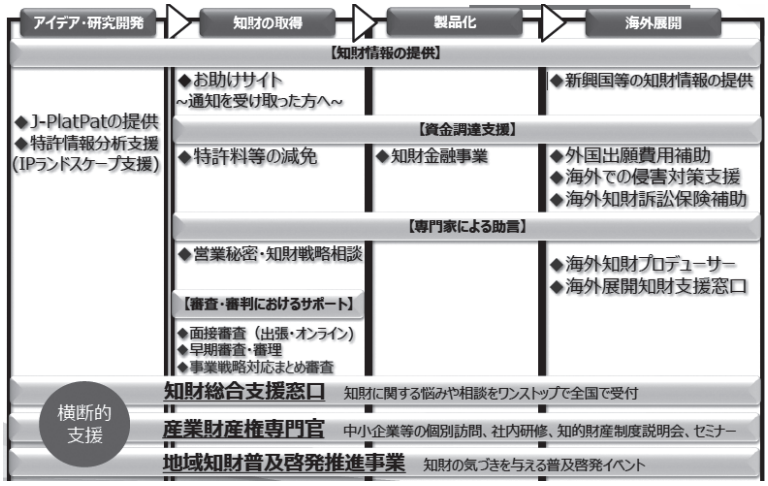

図９　企業の事業フェーズにおける支援施策俯瞰図

2.1.15　スタートアップに対するプッシュ型支援（PASS：Push-type Assistance Service for Startupsの略称）

本支援は，最近の取組だが，スタートアップ企業が面接審査等をどう活用すればいいかわからない場合に，特許庁からプッシュ型でアプローチして，「こういう取組をやっていますが，どうですか」や，「よろしければ面接しますが，どうですか」という働きかけを行っている。

2.2　最近の特許法・特許制度等改正の概要

2.2.1　特許出願非公開制度

最近の法改正関連について紹介する。何年か前から新聞報道等もあり，秘密特許と呼ばれたりもするが，正式には「特許出願非公開制度」というものがある。経済安全保障推進法という中で４つの制度を作ることがうたわれており，その制度のうちの１つである。

この制度は，公にすることによって国家国民の安全を損なう事態を生じる恐れの大きい発明が記載されている。特許出願については，必要な情報保全措置を講ずることで機微な技術が公開や流出することがないようにしていくものである。従来，安全保障を配慮して特許出願を自重していたケースがあったかもしれないが，そのようなケースでも特許上の権利を受ける道を開くという制度である。

具体的には，**図10**のようなフローで手続きが行われる。出願すると，３ヵ月以内に特許庁において分類を見て第一次審査を行う。これにより，この制度に該当するかもしれない出願の選別を行い，特許庁が特定の技術分野に該当すると判断する場合には，下向きの矢印に進んで内閣府での保全審査に進む。また，特許庁での判断に加えて出願人からの申し出があった場合にも，内閣府での保全審査に入る。保全審査では，どういった機微の内容なのか，産業への影響等の検討が行われる。そして，保全

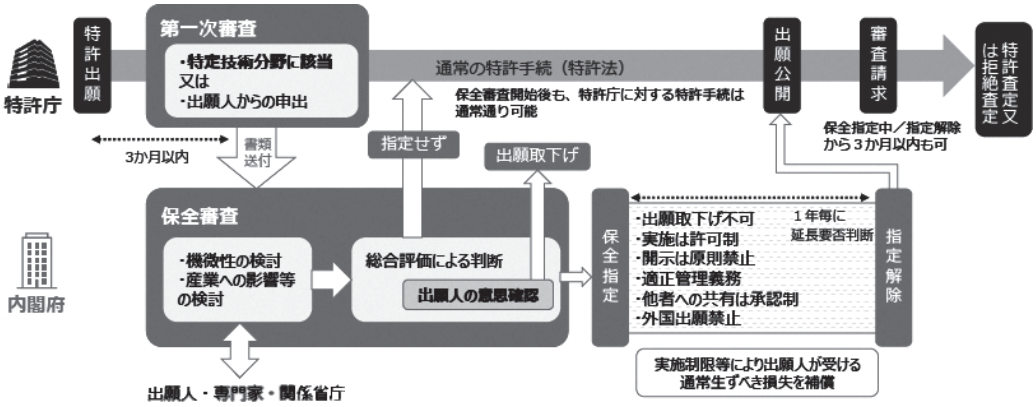

図10　特許出願非公開制度フロー

項番	分野	政令で示す内容の概要
1	航空機等の偽装・隠ぺい技術	B64及びF41H3/00が付与される技術の分野
2	武器等に関係する無人航空機・自律制御等の技術	B64C39/02、B64U又はG05Dが付与され、かつ、F41又はF42が付与される技術の分野
3	誘導武器等に関する技術	F41G7が付与される技術の分野 F42B15が付与される技術の分野
4	発射体・飛翔体の弾道に関する技術	F42B10が付与される技術の分野
5	電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術	F41B6が付与される技術の分野
6	例えばレーザ兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術	F41H13が付与される技術の分野
7	航空機・誘導ミサイルに対する防御技術	F41H11/02が付与される技術の分野
8	潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術	B63G8/28からB63G8/33までのいずれかが付与される技術の分野
9	音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの	B63C7/26、B63C11/48、G01S1/72からG01S1/82までのいずれか、G01S3/80からG01S3/86までのいずれか、G01S5/18からG01S5/30までのいずれか、G01S7/52からG01S7/64までのいずれか又はG01S15が付与され、かつ、F41が付与される技術の分野
10	スクラムジェットエンジン等に関する技術	F02K7/14が付与される技術の分野
11	固体燃料ロケットエンジンに関する技術	F02K9/08からF02K9/40までのいずれかが付与される技術の分野
12	潜水船に関する技術	B63B3/13 が付与される技術の分野 B63G8/00からB63G8/26までのいずれか又はB63G8/34、B63G8/38若しくはB63G8/39が付与される技術の分野
13	無人水中航走体等に関する技術	B63C11/00及びG05Dが付与される技術の分野
14	音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの	B63C7/26、B63C11/48、G01S1/72からG01S1/82までのいずれか、G01S3/80からG01S3/86までのいずれか、G01S5/18からG01S5/30までのいずれか、G01S7/52からG01S7/64までのいずれか又はG01S15が付与され、かつ、B63Gが付与される技術の分野
15	宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術	B64G1/58、B64G1/62、B64G1/64又はB64G1/68が付与される技術の分野
16	宇宙航行体の観測・追跡技術	B64G3が付与される技術の分野
17	量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術	G01J1/02からG01J1/08までのいずれか、H01L27/14からH01L27/148までのいずれか又はH01L31/08からH01L31/119までのいずれかが付与される技術の分野のうち、量子ドット又は超格子に関するもの
18	耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術	G06F21/86又はG06F21/87が付与される技術の分野
19	通信妨害等に関する技術	H04K3が付与される技術の分野
20	ウラン・プルトニウムの同位体分離技術	B01D59が付与される技術の分野のうち、ウラン又はプルトニウムに関するもの
21	使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術	G21C19/33からG21C19/50までのいずれかが付与される技術の分野
22	重水に関する技術	C01B5/02が付与される技術の分野
23	核爆発装置に関する技術	G21J1が付与される技術の分野 G21J3が付与される技術の分野
24	ガス弾用組成物に関する技術	C06D7が付与される技術の分野
25	ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術	F42B5/145が付与される技術の分野 F42B12/46からF42B12/54までのいずれかが付与される技術の分野

付加要件：
①**我が国の防衛**又は**外国の軍事**の用に供するための発明
②**国**又は**国立研究開発法人**による発明
③**国の委託**等に係る発明

図11　特定技術分野

指定をする必要がなければ，通常の特許手続きルートに入る。検討の結果，保全指定をする前には出願人の意思を確認するプロセスがあり，出願の取り下げもできる。

保全指定された場合，出願の取り下げ，開示，外国出願禁止などさまざまな制約がかかる。保全審査は，出願から10ヵ月以内に行われ，保全指定する必要がないと判断されるまでは，外国出願が禁止される。

この制度により，保全指定期間中は，出願の公開，特許査定，拒絶査定は留保されるが，出願人から特許庁に対して行う手続補正書や，審査請求書の提出は留保されずに引き続き手続きが可能である。

2.2.2　特定技術分野の概要

溶接技術は特定技術分野に該当することは少ないと考えるが，どういうものがこの制度に該当するかを**図11**に掲げる。特定技術を外部へ公にすることにより，国家，国民の安全を損なう事態が生じる可能性がある25の分類を定めている。図11項番10～19の分野に関しては，付加要件として絞り込みをかけている。

これは，いわゆるデュアルユースと呼ばれるもので，付加要件を満たす場合に限り，この制度の下でのプロセスに入る。このプロセスについて，主には国内で出願公開しないことだが，外国で出願し，公開してしまっては保全指定した意味がなくなる。本制度では，保全審査の対象となるものは外国出願よりも先に日本で出願しなければならないという規定が設けられている。

特に，ダイレクトでPCT出願をする場合には，注意願いたい。

2.2.3　原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について

原出願が審判継続している場合は，分割出願を待った方がいい場合があったが，本年４月からの運用変更として，原出願の審査において権利化すべき部分が大体明らかになってきた場合には，分割出願の審査を中止する必要性がなく審査再開を希望する場合もあるため，審査再

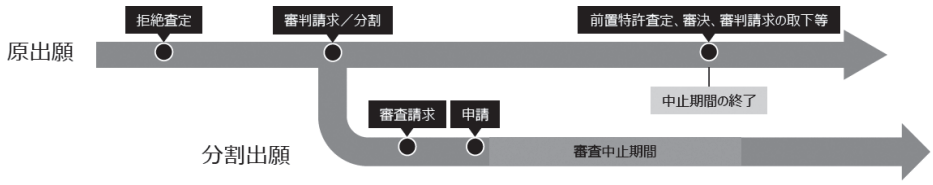

図12　分割出願の審査中止

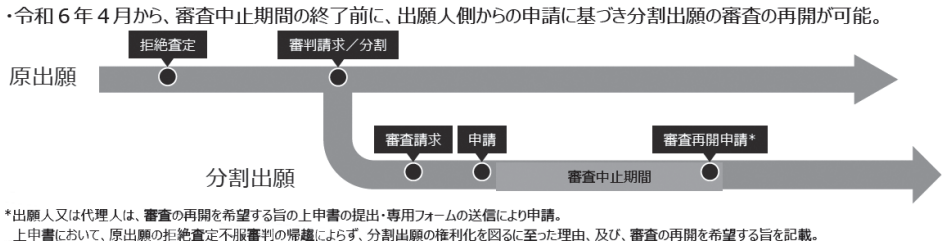

図13　審査再開の申請（令和６年４月からの運用変更）

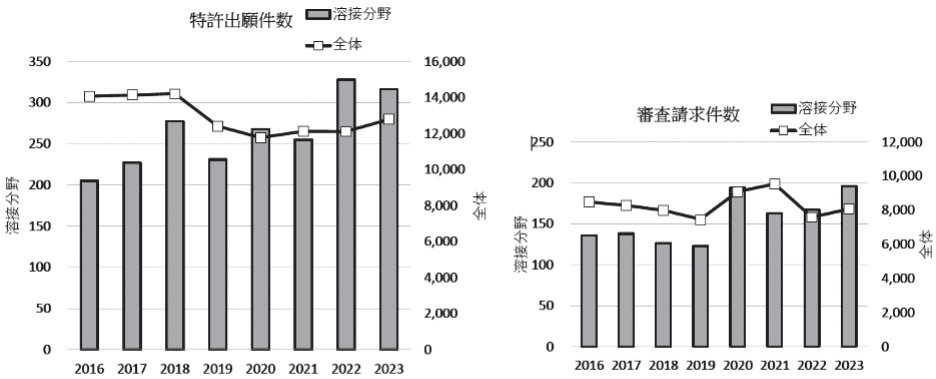

※　「溶接分野」とは、溶接の技術分野毎に複数社を抽出し、合計。
「全体」とは、当該複数社からの件数全体を合計。
（いずれも、年毎の増減をご参考にしてください）

図14　溶接関連企業による出願・審査請求動向

開するプロセスを設けた。

2.2.4　INPIT法改正の概要

INPITにおいては，これまでも色々な相談業務や研修を行っていたが，INPIT法を改正して機能強化を図るというもの。本法は既に施行されている。

2.3　溶接関係統計編

2.3.1　溶接関連企業による出願・審査請求動向等

最後は，溶接分野出願等の統計に関して紹介する。出願件数について，「溶接分野」は伸びている一方，「全体」では減少傾向である。また，審査請求件数についても，「溶接分野」に関しては比較的伸びている。

2.3.2　溶接関連企業による特許査定率の推移等

特許査定率に関して，「全体」は約８割であるが，「溶接分野」は９割近くの特許査定である。表裏の関係である拒絶査定は，「溶接分野」は比較的少ない。また，応答無し拒絶査定が溶接分野に関しては少ない。

2.3.3　溶接関連企業による拒絶理由の通知割合の推移

拒絶理由に関する部分については，その発明が新しいかどうかや，進歩的かどうかという拒絶理由通知がある。「溶接分野」において，直近は，新しくないという拒絶理由を通知される割合は「全体」より少ない。ま

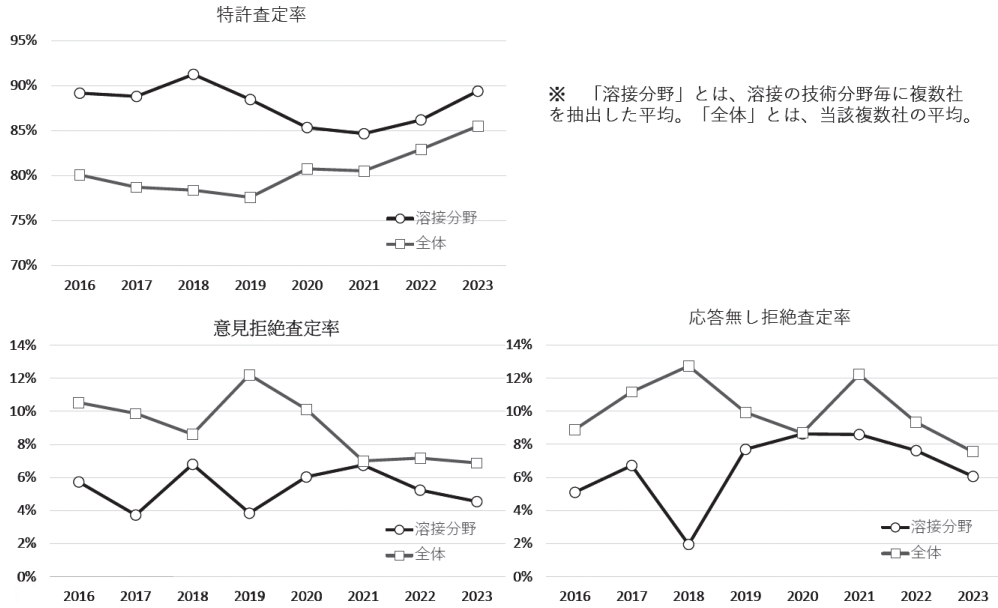

図15　溶接関連企業による各種査定率の推移

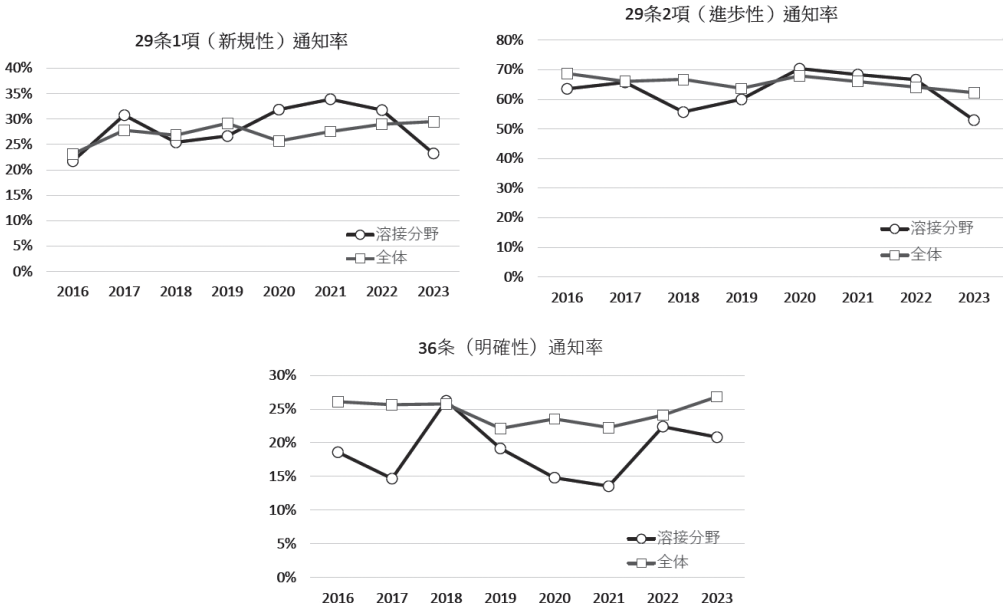

図16　溶接関連企業による各種拒絶理由通知割合推移

た，進歩性も同じ傾向である。明確性に関しても，発明が明確でないという通知がされるケースは「溶接分野」においては比較的少ない。比較的しっかり対応いただいている，しっかり明細書を書いていただいている，という感触を持っている。

2.4　質疑応答

Ｑ１：特許庁より幅広いサービスを提供いただき，非常にうれしく思う。企業としてはやはり特許を取得し，ビジネスに活かすことであり，我々は特許庁をパートナーであるとある意味理解しており，今後も質のいいサービスの提供を続けていただきたい。

質問として，2.1.4特許審査の質についてのユーザー評価調査の図３に関し，全体的に高止まりしているようにも見えるが，満足・比較的満足の点のところについて，例えば特許審査全般の質の指数であれば，４期連続して下がっているし，サーチについても下がっているように見えるし，拒絶理由通知等の記載のわかりやすさも下がってきているように見える。これは，例えば特許査定率が非常に上がってきていることとの相関もあると思う。要は甘いサーチ，甘い審査が一因にあると考える。

次に，この特許審査の質の調査は，「貴社の出願において満足か，不満足か」という問いだったと思うが，第三者の視点だと，何故こんなのが特許になるのかということがあり，その考え方からアンケートを取ることもできればお願いしたい。

Ａ１：第三者視点からの意見というアンケート項目はなかったと思う。

Ｑ２：第三者の立場になり，競合企業の特許が何故これで特許になるのか？という見方をすると，個人的見解だが以前は技術分野が近い案件も引例として抽出し，拒絶理由を通知することが多かったと思うが，最近は分野が違うと通知しないことが多いと考えている。この点について分析をお願いしたいと考える。

Ａ２：そういった意味では，判断の均質性にも関連するかもしれないが，離れた技術分野を持ってくることが本当にできるのかどうか，我々もしっかり協議して，改善していきたい。

3　AI関連技術に関する審査に関する取組について

3.1　AI関連技術と特許の関係

AI関連技術と特許の関係は，大きく分けて３つの種類がある。１つ目は，AIを支える技術そのものである「AI技術自体の発明」である。これはいままでのコンピュータソフトウェア関連発明の１つと考えることができ，また関係者もこれに慣れているので問題になりにくい。問題になりやすいのは残りの２つあり，まず**図17**の２つ目の「AI技術を活用した発明（AI活用技術発明）」である。AI活用技術発明とは，AI技術は自身で開発などはせずにこれを単に利用して，人が判断する代わりにAI技術による判断を各分野で応用する技術を特許出願したものであり，発明の一部にAIが含まれているようなものである。三つ目は発明や特許出願の為にAI技術を利用した「AI利用生成発明」である。技術開発などの際にAIを道具として利用したときに生まれたアイデアなどから，新しい発明をする場合である。なお，道具という枠を超えてAI自体が人間の支援なしに発明するようなものも三つ目のパターンの一例である。次に紹介する調査研究は，AIを道具として発明するAI利用生成発明について調査したものである。

１．ＡＩ技術自体の発明

ＡＩを支える技術そのもの

- 質問に的確な回答をするためのアルゴリズムに関するもの
- ＡＩが大量のデータ処理を高速に処理する工夫　など

２．ＡＩ技術を活用した発明（AI活用技術発明）

人の代わりにＡＩ技術の判断を利用する発明

- 環境から得られるデータを収集の工夫
- ＡＩ技術の判断結果を活用する上での工夫　など

⇨ ＡＩ技術を活用した技術を実現する上で技術的課題を解決した点が発明となりうる

３．発明や特許出願の為にＡＩ技術を利用（AI利用生成発明）

- ＡＩを用いた技術のブラッシュアップ
- 申請書類のＡＩによる作成支援　など

図17　AI関連技術と特許の関係

3.2　「AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」の調査結果について

近年は，生成AIが急速に進歩しており，発明の創作過程におけるAIの利活用が拡大することが見込まれ，それによって生まれた発明を含む特許出願が増えることが予想されている。また，諸外国においてもAIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方について議論されている。これらを踏まえて，AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方を検討する上での基礎資料を作成することを目的として調査研究を実施した。

3.2.1　公開情報調査

(1) 各国・地域法制度

まず，公開情報調査により，主要国におけるAIの特許法上の保護について調査した。令和３年度に同内容を調査しているが，AI技術はその時点から大きく発展している一方，各国の特許法上の保護の対応については，あまり大きく動いていないという感がある。ただし，アメリカでは昨年10月に大統領令が発令され，AIを利用した発明について発明者適格性や特許適格性を検討しガイダンスを公表するよう指示があった。

⑵ 各国・地域のAI関連発明に関する審決・判決の分析

AI利用生成発明についての裁判例は多くないが，**図18**のような，英国のDABUS判決がある。この判決は，AIが発明したとあえて願書の発明者欄に記載して日本も含め世界各国に出願した案件である。各国とも発明者が自然人でないので特許を認めないという判断が多く，日本も同様であるという点で，注目する判決である。現時点では，AIを発明者として認めようとする国は極めて少ないと感じている。

3.2.2 国内アンケート調査

次に，国内アンケート調査において，AIの発明への利活用についてはまだまだこれからだという会社が多かった。また，AIの発展に伴い，進歩性について制度上変更等が必要かについて，AIの利用により色々なアイデアを容易に出すことができるから進歩性のハードルは高くなるのではないかという意見や，少数ではあるが進歩性については変えるべきではないという意見もあり，意見が分かれた。

実施可能要件は，特に化合物や医薬などの分野では，物を製造し，実験により効果など確認してその物を使用できることを確認したことを明細書に記載して初めてその要件を満たすことになる。しかし，AIでその構造や効果を予測することができるようになるので，実験などなしにAIによる予測のみで実施可能要件を満たすとして特許するべきかという議論がある。アンケートでは，多くの企業が，我々は実際に物を作って，実験により効

（４）各国・地域のAI関連発明に関する審決・判決の分析

米国、欧州、英国、中国、韓国におけるAI関連発明の審決・判決のうち、発明該当性、進歩性、記載要件が争点となったものを中心に以下17件について分析を行った。

発明該当性：３件（米国１件、英国２件）
進歩性：１０件（米国２件、欧州４件、英国１件、中国１件、韓国２件）
記載要件：３件（欧州２件、韓国１件）
発明者適格（DABUS判決）：１件（英国１件）

- 英国では発明該当性について、従来の特許審査の運用と異なる高等裁判所の判決があった。AI関連発明は「コンピュータプログラム」に該当し、発明該当性を満たさないと判断される蓋然性が高かったところ、Emotional Perception AI Ltd v Comptroller-General of Patents, Designs and Trade Marks判決（[2023] EWHC 2948 (ch)）において英国高等裁判所は、基本的に人工ニューラルネットワーク（ANN）はコンピュータプログラムではないため、「コンピュータプログラム」であるという理由で発明該当性を満たさないとは判断されないとの見解を示した。
- 上述の裁判例以外では、既存の特許審査の運用と大きく乖離した審決・判決は発見されなかった。
- なお、世界的に注目を集めるDABUS判決については、2023年12月に、英国において、最高裁判所が、英国控訴院による判決に対する上告を棄却する旨の判決及びプレスサマリーをウェブサイトにて公表するという動きがあった。当該公表において、発明者は自然人でなければならないという最高裁の見解が示されている。

図18　各国・地域のAI関連発明に関する審決・判決分析

本調査研究の有識者委員会による議論の結果概要は以下のとおり。

- 現時点において、発明の創作過程におけるAIの利活用の影響により、従来の特許法による保護の在り方を直ちに変更すべき特段の事情は発見されなかった。
- 一方で、AI関連技術は今後更に急速に発展する可能性があるため、引き続き技術の進展を注視しつつ、必要に応じて適切な発明の保護の在り方を検討することが必要と考えられる。

<各調査項目についての結果概要>

（１）最新のAIの技術水準や、発明の創作過程におけるAIの利活用の状況
- マテリアルズ・インフォマティクスにより、新規材料の開発が効率化。
- 発明の創作過程における生成AIの利用方法が検討され始めている（例：壁打ち等）。
- 現在のAIの技術水準では、発明の創作に人間の関与が一定程度必要であり、AIが自律的に発明を創作する事例は確認されなかった。

（２）創作過程におけるAIの利活用の拡大により生じる特許審査実務上の課題
- 進歩性判断への影響について現段階では、当業者が用いる出願時の技術常識や研究開発のための通常の技術的手段等にAIが含まれることを考慮すれば、現行の考え方を維持することが適切。
- 一方で、今後AIが更に発展することにより、技術分野を超えて発明を組み合わせることが容易になる等、進歩性の動機付け等の実務に影響を与える可能性があるという指摘もあった。AI技術の進展や諸外国の状況を引き続き注視していく必要がある。

（３）AIによる自律的な発明の取扱いに関する課題
- 創作過程にAIが利用された発明について、現状は発明の創作に人間の関与が一定程度必要であることから、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者を発明者とする現行の発明者要件の考え方で対応可能であるという意見が多数であることが確認された。
- 今後AIが更に発展し人間の関与が小さくなったとしても、創作的に関与する者がいる限り、その者を発明者として認定すれば良いという指摘もあった。

図19　調査まとめ

・ Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions（米国 2024/2/13）

自然人が、
①AIを利用しても発明に重要な貢献をした場合
②特定の技術課題を提供するようにAIに指示するプロンプトの作成によって重要な貢献をした場合
③AIの出力の加工に重要な貢献をした場合やAIの出力に試験を行い発明の効果を確認し発明の実施化によって発明を完成させ、重要な貢献をした場合
④発明の完成に至る工程の全てに関わらなくても、発明完成に必須な構成要素を考え出すことで重要な貢献をした場合や、特定の課題に対する解決策を導き出すためAIの開発や機械学習を行い、発明に重要な貢献をした場合
には、発明者適格を持つとした。

・ Request for Comments Regarding the Impact of the Proliferation of Artificial Intelligence on Prior Art, the Knowledge of a Person Having Ordinary Skill in the Art, and Determinations of Patentability Made in View of the Foregoing(米国2024/4/30)

AI の利用拡大による影響について、
①先行技術の判断、②当業者の評価、③特許性の審査
基準等を対象とする意見募集を開始した。

図20　調査研究後の状況 ～アメリカでの動き～

果を確認しており，またAIによる出力は予測精度も高くないことから，AIによる予測のみでは特許しない方がいいという意見であった。

また，AIが発明したものについて，特許を認めることによる問題は何か？という質問については，AIにより出願が急増するし審査が遅れるのではないかという意見などがあった。

続いて，ヒアリング調査を行った。この結果は，アンケート結果とほぼ同じであり，AIが自律的に発明するほどはAIの性能は達していないという意見が多く，また，現時点においてAIの状況に応じて特許法や審査基準を変えることが必要だという意見はなかった。

しかし，AIは急速に発展しており，状況によって変わる可能性もあるため，引き続き検討するという結論となった。参考に調査研究のまとめを**図19**に掲載する。

3.3　国内外のAIに関する特許の話題

3.3.1　知財推進計画2024とAI

知財事務局のAI時代の知的財産権検討会では，「中間とりまとめ」を公表し，発明者適格性などについて考えを示している。そこで，知財推進計画2024では，3.2で述べた調査研究結果及び前記「中間とりまとめ」を踏まえつつ，2024年度も引き続き保護の在り方に関する深掘り検討を行っている。

3.3.2　調査研究後の状況～アメリカでの動き～

アメリカの状況について２つ動きがあった。１つ目は，2024年２月に，発明者適格性のガイドラインが示されたことである。自然人が**図20**の４条件を満たす場合には，発明者適格性があると明示している。これら４条件はいずれも「重要な貢献」をした場合を条件としていることから，日本の考え方と大きく変わらないと感じている。なお，アメリカでは日本と異なり発明者欄に発明者ではない者を記載すると権利無効の理由になり得る

USPTO から、今般の意見募集では、次の観点に関する意見が求められた（7／29まで）。

＜先行技術の判断＞
・特許法 102 条（新規性要件）は、先行技術文献が自然人によるものであることを求めているか。
・AI 生成の先行技術を USPTO の審査に利用できるか。
　また、それらの先行技術は一般に入手可能であるか。
・当事者は、先行技術文献が AI 生成物であることを開示する必要があるか。
・AI 生成物とそれ以外とを区別して評価する必要があるか。
・特許性の判断において必要な AI 生成の先行技術の量はどの程度か。

＜当業者＞
・当業者は自然人でなければならないか。
　また、AI ツールの利用が当業者のレベルの評価に影響するか。
・USPTO は特定の技術分野で利用される一般的な AI ツールを特定すべきか。
・AI ツールは、当業者の技術常識や技術用語の理解に影響を及ぼすか。
・AI ツールの利用により、自明性に関する判断が変化し得るか。
・AI の最新の学習により、当業者の評価が変化し得るか。
・AI ツールの利用により、記載要件に関する判断が変化し得るか。

＜ガイダンス又は法令の変更の必要性＞
・先行技術や当業者の評価に有用な USPTO のガイダンスは何か。
・上述の観点の他に USPTO の特許性判断に影響を及ぼす要素があるか。
・他国・地域の法令や実務で参考にするべきものがあるか。
・特許法の改正が必要か。必要だとすれば、どのような改正か。

図21　USPTOからの意見募集

ので，基準を明確にする必要があるのではないかと考えている。

もう１つ，今年７月にUSPTOが**図21**のような特許適格性の要件について外部意見募集を行った。その結果は，まだ公表されていない。

3.3.3　（参考）DABUS（ダバス）事件（東京地裁令和５年（行ウ）第5001号）

DABUS事件について，本件は食品等の容器に関する発明でAIを発明者として出願している。

日本の場合，発明者の欄に自然人以外が記載され，住所の記載もないため方式調査の段階で出願が却下された。出願人は東京地裁に訴えた。地裁では，発明者は特許を受ける権利の帰属主体にはなり得ないAIではなく，自然人をいうものと解するのが相当と判断している。

また，我が国で立法論としてAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが，AI発明に関する産業政策上の重要性に鑑み，特に期待されていると付言している。

（次号に続く）